

○安来市水道事業運営審議会条例

平成16年10月1日

条例第212号

(設置)

第1条 市の管理する水道事業の健全な運営を確保するため、安来市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の運営について調査審議するものとし、これらに関し必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。

(1) 需要者の代表 12人以内

(2) 学識経験者 3人以内

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があるときは、審議に関係のあるものの出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上水道担当課が行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。